

審議経過

- ・大阪府においては、平成 21 年に河川水質環境基準に係る類型指定の見直しを実施。見直した類型に基づく評価を平成 22 年度に開始してから 5 年が経過しており、より一層の水質保全を図るため、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化を踏まえて、適切な見直しを行う必要があることから、平成 28 年 3 月 25 日に知事から「河川水質環境基準に係る類型指定について」諮問。
- ・水質部会を 4 回開催し審議。

類型指定の基本的な考え方

今回の類型指定の見直しに当たっては、府内の河川水域の利用の状況及び水質等の状況を踏まえ、次の(1)、(2)のとおり基本的な考え方を示す。

(1) BOD等5項目に係る類型指定

- ① 着眼する項目： 河川の代表的な汚濁指標であるBODの状況に主眼を置く。
- ② 各水系で目指すべき類型： 各水系の特性を考慮し次のとおり設定する。

表 1 各水系で目指すべき類型

水系		目指すべき類型
淀川水系		B 類型以上を目指す
神崎川水系	神崎川の支川	B 類型以上を目指す
	猪名川上流の支川	全て既に A 類型に指定されている
寝屋川水系		C 類型以上を目指す
大阪市内河川		B 類型を目指す
大和川水系	石川とその支川	B 類型以上を目指す
	西除川、東除川	C 類型以上を目指す
泉州諸河川	檉井川以北の河川	上流部及び支川は B 類型以上を目指す 下流部は C 類型以上を目指す
	男里川以南の河川	全て既に A 類型に指定されている

③ 各河川水域の類型の検討方針：

- ・新規の類型指定については、流路延長 5 km、流域面積 10km² 以上もしくはそれと同等と考えられる河川を基本とし、利用目的や水質の現況、発生源の状況、将来の開発予定などを考慮して検討する。
- ・平成 26 年度に A 類型の環境基準達成率が 100% となったことを踏まえ、A 類型の水域であって、A A 類型の水質を十分に満たし、自然探勝の場としての利用がなされている水域については、A A 類型に改定することを検討する。
- ・上記以外の水域については、近年の水質状況等を考慮し、できる限り上位の類型への改定や達成期間の見直しを検討する。

(2) 水生生物の保全に関する 3 項目に係る類型指定

- ① 冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧される魚種が生息している可能性のある水域については、以下の条件を総合的に考慮し、「生物 A」に指定する。
 - ・上流域が山間部であるなど、自然が豊かな流域を持つこと。
 - ・BOD が A 類型の環境基準に十分に適合していること。
 - ・冷水性の魚種やカジカ、アジメドジョウなど希少種の生息する可能性があると考えられること。
 - ・冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること。
- ② ① 以外の水域で、BOD 等 5 項目に係る指定類型が C 類型以上となる水域を「生物 B」に指定する。

基本的な考え方に沿って、府内のすべての河川水域を対象に新規指定及び上位類型への改定を検討すべき河川水域を抽出。

類型指定案

抽出した個々の河川水域について、過去 6 年間の月別の水質の状況や河川の利用形態、流域の BOD 汚濁負荷量の状況等を詳細に検討。類型指定は、表 2 に示すとおり見直すことが適当である。

なお、③に示す安威川下流(1)及び安威川下流(2)については、現在いずれも A I 類型（生物 B I 類型）に指定しており、水質や利水状況等に差がないことから、類型範囲をひとつに統合することが適当である。

表 2 河川水質環境基準に係る類型指定案

① <新規指定> 1 河川水域を新たに類型指定する。

水系	河川水域名	範囲	類型指定案	
			BOD等5項目	水生生物項目
神崎川水系	天竺川	全域	B I	生物 B I

② <上位類型への改定> 大阪府で初めてとなる A A 類型の指定を含め、8 河川水域について、BOD 等 5 項目の類型をより上位の類型に改定する。このうち、D 類型から C 類型へ改定する恩智川、大津川下流については、新たに水生生物類型を指定する。

水系	河川水域名	範囲	類型改定案	
			BOD等5項目	水生生物項目
淀川水系	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで	A I から A A I へ改定	生物 A I (改定なし)
神崎川水系	箕面川(1)	箕面市取水口より上流	A I から A A I へ改定	生物 A I (改定なし)
寝屋川水系	寝屋川(1)	住道大橋より上流	C I から B I へ改定	生物 B I (改定なし)
	恩智川	全域	D I から C I へ改定	生物 B I
大和川水系	石見川	全域	A I から A A I へ改定	生物 A I (改定なし)
	天見川	全域	B I から A I へ改定	生物 B I (改定なし)
	佐備川	全域	C I から B I へ改定	生物 B I (改定なし)
泉州諸河川	大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	D I から C I へ改定	生物 B I

③ <類型範囲の統合> 神崎川水系の安威川下流(1)と安威川下流(2)は、類型範囲を統合する。

	河川水域名	範囲	BOD等5項目の類型	水生生物項目の類型
現行	安威川下流(1)	茨木市取水口から戸伏まで	A I	生物 B I
	安威川下流(2)	戸伏から大正川合流点まで	A I	生物 B I
統合案	(仮称) 安威川下流	茨木市取水口から大正川合流点まで	A I (改定なし)	生物 B I (改定なし)

この見直しを行うことにより、類型別の河川水域数は表 3 に示すとおりとなる。

表 3 類型別の指定水域数

① <BOD等5項目>

類型	現行	指定・改定案
A A	0	3
A	29	26
B	27	29
C	8	8
D	13	11
E	4	4
全類型	81	81

② <水生生物の保全等に関する 3 項目>

類型	現行	指定・改定案
生物 A	9	9
生物 B	54	56
全類型	63	65

※生物特 A、生物特 B の指定水域なし



AA 類型へ改定する芥川(1)の摂津峡